第一項の表第二号の下欄	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものを除く。）に合格した日から起算して三十九月を経過する日
		海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日から二十一月を経過する日から三十九月を経過する日までの間	時期を繰り上げて受けた第一種中間検査に合格した日から起算して三十九月を経過する日
	海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内及び第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）に合格した日から起算して三月を経過した日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内		海洋汚染等防止証書の有効期間の起算日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内及び第一種中間検査（有害水バラスト排出防止設備等に係るものに限る。）に合格した日から起算して三月を経過した日の後の二回目又は三回目のいずれかの検査基準日の前後三月以内
第一項の表第三号の下欄	第一項の表第三号の上欄に掲げる船舶		
（略）	（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、平成二十九年十一月三十日から施行する。

○国土交通省令第七十号

国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第十七条の二第一項第五号の規定に基づき、国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

国土利用計画法施行規則の一部を改正する省令

国土利用計画法施行規則（昭和四十九年総理府令第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（確認） **第二十一条**　令第十七条の二第一項第三号から第五号までの規定による確認を受けようとする者は、次の事項（令第十七条の二第一項第三号又は第四号の土地に関する権利の移転又は設定の対価として予定している価額について同項第三号又は第四号の規定による確認を受けようとする者にあっては、第三号、第八号及び第九号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第四による申請書を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十六条において「指定都市」という。）においては、その長）に提出しなければならない。 一～七　（略）	（確認） **第二十一条**　令第十七条の二第一項第三号から第五号までの規定による確認を受けようとする者は、次の事項（令第十七条の二第一項第三号又は第四号の土地に関する権利の移転又は設定の対価として予定している価額について同項第三号又は第四号の規定による確認を受けようとする者にあつては、第三号、第八号及び第九号に掲げる事項を除く。）を記載した別記様式第四による申請書を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（第二十六条において「指定都市」という。）においては、その長）に提出しなければならない。 一～七　（略）